

# バリアフリー観光推進方策の概要

経済部観光局観光振興課

## 1 趣旨

高齢者や障がい者などの多様な方々が安心・快適に道内旅行を楽しめるような環境を整備するとともに、新たな旅行需要の創出にもつながるバリアフリー観光を道、市町村、道民、観光関連事業者、その他関係団体が相互に連携・協力して推進するため策定するもの。なお、本方策は、「北海道観光のくにつくり行動計画」の個別計画に位置付けられており、本行動計画の施策展開の方向性である「人口減少社会における道内観光の高付加価値化」を具体化するもの。

## 2 バリアフリー観光を取り巻く現状と課題

### <国交省：バリアフリー法の改正（R2）>

- ・公共交通事業者等に対しバリアフリーに関するソフト基準の遵守義務を創設。
- ・市町村が定める移動等円滑化促進方針等に心のバリアフリーに関する事項を追加。
- ・学校教育と連携した心のバリアフリーの推進等。

### <道：障がいのある方、高齢者及びその家族等へのアンケート調査(R2)>

- ・バリアフリー観光のニーズについて、7割以上が「旅行したい」と回答。
- ・およそ2割が「旅行したいが行けない」と回答し、理由としては「バリアフリー観光情報がない」「介助・同行者が不在」などが4割以上。

### <道：観光関連施設の取組状況(H29)>

- ・入口・通路の段差解消や、車イス対応トイレを整備する観光施設はおよそ6割。
- ・障がいのある方のサポート技術の習得に関する研修実績はおよそ1割。

### バリアフリー観光の課題

バリアフリー対応状況の情報発信

コロナ禍における対応方法の理解

心のバリアフリーの普及・推進

## 3 見直しの観点

### (1)方策の策定からこれまでの振り返り

現行方策の策定(平成30年)から3年間の主な取組みを振り返り、今後の課題を抽出。

### (2)「心のバリアフリー」の推進

これまでの振り返りで抽出された課題や、ネットワーク会議での意見交換などを踏まえ「心のバリアフリー」の取組みを推進し、ソフト面の整備を充実。

### (3)コロナ禍におけるバリアフリー対応を追加

ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、バリアフリー観光ではより一層の安全・安心が求められることから、衛生管理等の視点も含めた対応を推進。

## 4 基本方針と展開方向

### (1)心のバリアフリーの推進

観光関連事業者の意識啓発  
幅広い世代の道民に向けたセミナーや啓発活動の実施

### (5)誰もが楽しめる観光の魅力づくり

誰もが楽しめる多様な観光メニュー開発  
「まちづくり」の視点をふまえた連携体制  
地域の関係者が一体となり、高齢者や障がいのある方々などが参加するMICEの誘致

### (2)バリアフリー観光に関わる人材育成

研修会等を通じた観光関連事業者の接遇向上  
ボランティア人材の育成  
災害等の発生に備えた避難対応力の強化

### (6)バリアフリー観光を推進する体制の連携強化

バリアフリー観光推進ネットワーク会議の連携強化  
バリアフリー観光関係者との連携の拡充及び強化

### (3)利用者への情報案内機能の充実

交通拠点等でのバリアフリー観光相談窓口の設置  
利用者目線の案内表示・情報発信モデルの提示

### (7)コロナ禍におけるバリアフリー観光の対応

コロナ禍におけるバリアフリー観光の情報発信  
新しい観光のかたちに対応する研修会等の実施

### (4)観光関連施設や移動手段などのバリアフリー対応促進

観光関連施設や移動手段などのバリアフリー化促進  
創意工夫によるバリアフリー化の促進  
バリアフリー設備や対応を相談できる体制づくり

## 5 方策の推進

### (1)推進体制

道や市町村の行政機関、観光関連事業者、その他関係団体、道民など、観光に携わる関係者がそれぞれの役割を認識した上で、バリアフリー観光の振興を図る。

### (2)推進期間

本方策の推進期間は令和9年3月までの5年間とする。終了時点での社会経済情勢を鑑みて見直しを行うこととする。また、毎年度、展開方向ごとの取組状況をとりまとめ、推進状況を管理する。



# 「車いすマーク」の駐車場は 必要としている人のためにあります

本当に必要としている人が利用できるように、車いす使用者用駐車場の適正な利用にご協力をお願いします。

## 《車いす使用者用駐車場の意義》

現在、多くの店舗等の駐車場に国際シンボルマーク（車いすのマーク）が表示された幅の広い車いす使用者用駐車場が整備されています。この駐車場は、特に車の乗降に広いスペースを必要とする車いす使用者や、身体の不自由な方のために整備されているもので、建物の出入り口近くに設けています。

## 《自動車を運転する方へ》

車いす使用者用駐車場（スペース）は、便利な場所にあることから、ここに駐車する必要がない人が停めてしまうケースがよくあります。特に北海道は積雪寒冷の地であることから、この駐車スペースを本当に必要としている人がいつでも利用できるように、車いす使用者用駐車場を空けておきましょう！



## 《問い合わせ先》

保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111 (内線25-613)

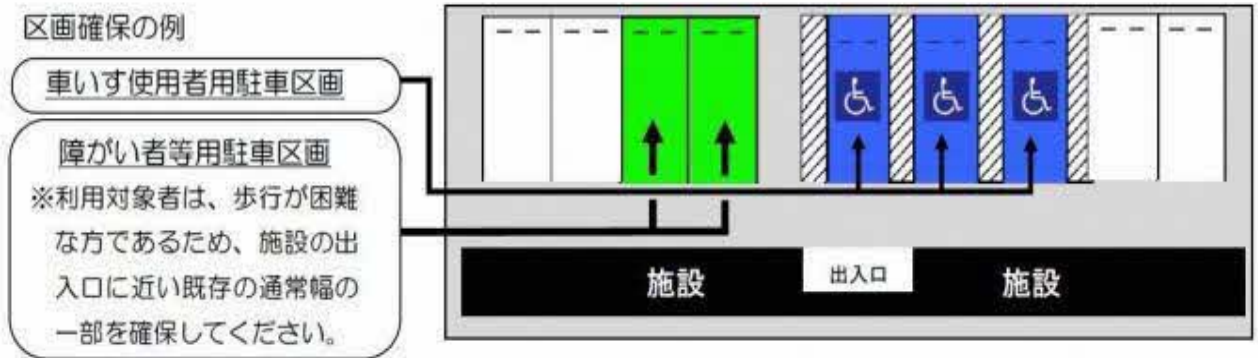
FAX 011-232-4070

## 障がい者等用駐車場の整備について

現在、障がい者等用駐車場が未整備な場合はもとより、すでに整備済みの場合でも可能な範囲での整備拡大について、各関係団体におかれましては、会員の皆様にご配慮をいただきますよう、周知願います。

整備例1は、車いす使用者が駐車できる幅広(3.5m以上)の駐車区画で、整備例2は施設出入口に比較的近い通常幅(標準2.5m程度)の既存駐車区画で、それぞれ2区画を目途としますが、敷地面積の都合等により、2区画づつを用意できない場合は、可能な範囲での確保にご協力願います。

【整備例2】障がい者等用駐車区画      【整備例1】車いす用駐車区画



### ○車いす用駐車区画の表示マーク例(看板や駐車区画に表示)

※車いす使用者の方用



### ○障がい者等用駐車区画の表示マーク例(看板や駐車区画に表示)

※車いすを使用しない  
内部障がい者  
高齢者  
妊産婦  
障がい者などの方用





# 北海道福祉のまちづくり サポーター募集!

## ◆福祉のまちづくりサポーターとは？

心のバリアフリーの理解と普及を目指すため、日頃から取り組んでいる心のバリアフリーの活動を道に報告したり、日常生活で気付いた優良事例を自らがSNS等で情報発信していただくなど、普及啓発活動の担い手として活躍していただくボランティアです。

サポーターと道が連携して、心のバリアフリーの理解と普及を進めます。

※心のバリアフリーは、様々な心身の特性を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。



保健福祉のマスコット  
キャラクター「うっさん」

## ◆サポーターの活動内容

- ① 日常生活で気付いた「街中のバリアフリー」の**優良事例**を自身のSNS(ツイッター、インスタグラム、フェイスブック)で情報発信  
SNSは「**#北海道福祉のまちづくりサポーター、#心のバリアフリー**」  
**日常生活で気づいた優良事例を投稿するだけ!!**
- ② 街中の**優良事例**の情報収集と道への情報提供(メール、FAX、郵送)  
企業等の団体が取り組んでいる心のバリアフリー活動でもOK!
- ③ 自主的な勉強会、研修会等への参加
- ④ 企業等のボランティア活動に参加
- ⑤ 道の普及啓発活動に参加

◆上記のうち、どれか一つでも実施できればOK!

※優良事例を広く道民に周知し、心のバリアフリーを促進させることが目的です。マナー違反の指摘や特定の施設及び活動の改善を求めるものではありません。



## ◆サポーターの応募資格

福祉のまちづくりに興味、理解、熱意を持つ道民であって、心のバリアフリー推進に関する活動ができる方であれば誰でもサポーターになれます!

**個人の応募だけではなく、学校やサークル、企業等の団体での応募もできます!**

※原則として自らの責任・負担で活動していただきます。

## ◆サポーターの応募方法

裏面の「北海道福祉のまちづくりサポーター登録申請書」に必要事項を記入し、郵便・FAX・電子メールで道へ提出

※右のQRコードからも申請可能です

こちらのQRコードから登録の申請  
ができます。

※18歳未満の方は、保護者の同意が必要となりますので、申請書の提出をお願いします。



## ◆お問い合わせ・申込先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

企画調整係

電話011-231-4111(内線25-613)

FAX011-232-4070

E-mail: fukushinomachidukuri-sapo@pref.hokkaido.lg.jp

北海道福祉のまちづくりサポーター

検索

詳しくは北海道庁地域福祉課の  
ホームページで!



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/fukumachi-sapo.html>

## 北海道福祉のまちづくりサポーター登録申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

下記のとおり、北海道福祉のまちづくりサポーターへの登録を申し込みます。

## 【登録内容】

(ふりがな) 氏名または団体名	
(ふりがな) 代表者名(団体の場合)	
生年月日(年齢)	(昭和・平成・西暦) 年 月 日 ( 歳)
住 所	〒 —
電話番号	( ) —
E-mail	
あなたが実施可能な活動 に○を付けてください	ア 発見した優良事例を自分のSNSで情報発信 (使用するSNSに○を付け、アカウント名を記入してください) 【ツイッター: 】 【Instagram: 】 【フェイスブック: 】 【その他: 】 イ 優良事例の情報収集及び道への電子メール等による情報提供 ウ 自主的な勉強会・学習会への参加 エ 企業等のボランティア活動への参加 オ 道の普及啓発活動への参加 キ その他( )

## 【保護者の同意書】(申請者が18歳未満の場合に記入)

上記の者が、北海道福祉のまちづくりサポーターへ登録することを承諾します。

(保護者)

住所

氏名

※保護者の氏名は自筆署名とします。

(届出先)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

TEL011-231-4111(内線25-613) FAX011-232-4070

E-mail: fukushinomachidukuri-sapo@pref.hokkaido.lg.jp

# 心のバリアフリー普及啓発活動に係るセミナー、 研修会等に講師を派遣します！！

## 「心のバリアフリー」とは？

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての方々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

## 「心のバリアフリー」の普及啓発でやりたいこと、 困っていることはありませんか？



- 勉強会や研修会、セミナーを開催したい...
- 講師を担える人材を探している...
- 職員やスタッフの知識が不足している...
- 地域住民や職員、スタッフを対象に普及啓発イベントを企画したい...
- イベントの企画内容に迷っている...
- 会場の作り方やシナリオの流れを相談したい...

## 北海道庁が、 みなさんの「心のバリアフリー」普及啓発活動を サポートします！

- 道内で実施する「心のバリアフリー」に係る勉強会や研修会、普及啓発セミナー等に講師を派遣します！
- 地域住民や職員、各種団体スタッフ向けの講演会等にもご活用いただけます！
- 普及啓発イベント企画運営の専門事業者をご紹介します！
- 技術的な相談をしていただくことができます！

### 講師や事業者の派遣に係る費用は、道が負担します！

※事業の実施に係る講師の報償費・旅費を負担いただく必要はありません！

## 研修会等を実施する会場と日程の調整のみでOK！

### 問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

TEL：011-231-4111（内線：25-613） FAX：011-232-4070